

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更（案）の内容

### 1 変更の趣旨

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）による農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の一部改正（R2 年 4 月 1 日施行）に伴う修正（農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等）
- (2) 「富山県農業・農村振興計画」（以下、「県振興計画」）の改訂（H30 年 5 月）に伴う、記載内容の変更
- (3) 国や県等の新たな動きなど、現在の状況に対応した記載内容に変更

### 2 主な変更・追加内容

#### 《1の（1）によるもの》

##### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

##### 1 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項

##### (3) 農地中間管理事業等

→農地利用集積円滑化事業の中間管理事業への統合一体化、及び「人・農地プラン」実質化等の取組みを踏まえ時点修正

##### 3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

→農地利用集積円滑化事業の中間管理事業への統合一体化に伴い全面削除

#### 《1の（2）によるもの》

##### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

##### 2 富山県農業・農村振興の基本方針

→県振興計画の「3章 基本目標の実現に向けた推進施策」に準拠した記述に変更

##### 3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向

→県振興計画の「3章 基本目標の実現に向けた推進施策」に準拠した目標年に変更  
【目標年】現行：平成35年 → 変更後：令和8年

##### 4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営

→「目標とすべき農業経営の姿」に発展タイプ（750万円）を追加

現 行	主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね 500 万円
-----	--------------------------------



変更後	【標準タイプ】主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね 500 万円
	【発展タイプ】主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね 750 万円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>既に 500 万円程度の所得がある大規模主穀作経営体や園芸等の認定農業 者でさらなる所得向上をめざす経営体</p> </div>	

##### 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

##### (1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

→県振興計画に準拠し、新規就農者の確保目標を年 60 人以上に修正

項目	数値目標等
新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	○青年新規就農者数：年 70 人以上 → 年 60 人以上 ※県振興計画の R8 年度目標（年 60 人以上）に準拠 ※対象年齢：45 歳未満

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1 農業経営の発展指標

→発展タイプ（750 万円）の発展指標を追加

経営形態	営農類型	経営耕地面積	作付面積等 (ha)	労働力
認定農業者 (複数戸法人)	水稲 大麦・大豆 こまつな キャベツ	160ha	水稲 102 (うち直播 10) 大麦・大豆 53 こまつな 0.4、キャベツ 5	代表役員 1 人 役員 4 人、構成員 2 人 従業員 9 人
認定農業者 (1 戸法人)	水稲 大麦・大豆 りんご・もも	33ha	水稲 21 (うち直播 5) 大麦・大豆 11 りんご 1、もも 0.3	代表役員 1 人 役員 1 人、従業員 1 人
	水稲 大麦・大豆 軟弱野菜	80ha	水稲 51 (うち直播 10) 大麦・大豆 29 こまつな 0.2	代表役員 1 人 役員 1 人、後継者 1 人 従業員 4 人
認定農業者 (集落営農法人)	水稲・大麦 にんじん たまねぎ	37ha	水稲 21、大麦 8 にんじん 4、たまねぎ 4	専従者 1 人 準専従者 1 人 従事構成員 16 人

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

→県振興計画（目標 R8 年度）に準拠し、目標とする項目及び数値を変更

項目	内容	数値目標	
		新 (R8)	旧 (H35)
農用地の利用集積及び面的集積	認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標 農用地の面的集積については、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。	90%	
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める農業経営体家族経営及び法人経営を認定農業者として育成する数の目標	1,700 経営体	1,550 経営体
集落営農組織の育成	一定要件を満たす集落営農組織として育成する数の目標		610 組織
法人経営体の育成	将来にわたり継続的かつ安定的に農業経営を営むため、農地の利用や経営資本等の権利主体となり得る法人経営体として育成する数の目標	790 法人 (うち集落営農法人 440 法人)	

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

### 1 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項

#### (5) 認定農業者等の経営体を育成する事業

→意欲ある担い手を支援する相談窓口として「とやま農業経営総合サポートセンター」(県農業会議)を位置づけ

## 《1の(3)によるもの》

### 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

#### 1 農業・農村をめぐる現状

→現在の状況を踏まえて記述を変更

#### 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

##### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

→就農ポータルサイト「とやま就農ナビ」(県農林水産公社HP)を追加

### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

#### 1 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項

##### (6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

→青年等の就農・定着に向けた各種支援制度の変更等

#### 3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

→農地利用集積円滑化事業の中間管理事業への統合一体化に伴い全面削除

## 3 策定スケジュール

令和2年10月8日

10月下旬

農政審議会で審議(今回)

農協中央会及び農業会議への意見聴取(農業経営基盤強化促進法第5条第6項)の上、基本方針の策定及び公表

# 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の概要

## 背景

- 農地中間管理機構が平成26年に事業開始以降、担い手の利用面積は再び上昇したが、更に事業を加速化する必要。
- 今後は新たに地域の話合いから始めて気運を高める必要がある地域、担い手が不足する地域について農地の集積・集約化を進める必要があるため、関係者が一体となって推進する体制を構築する必要。

## 法律の概要

### I 地域における農業者等による協議の場の実質化【中間管理法の改正】

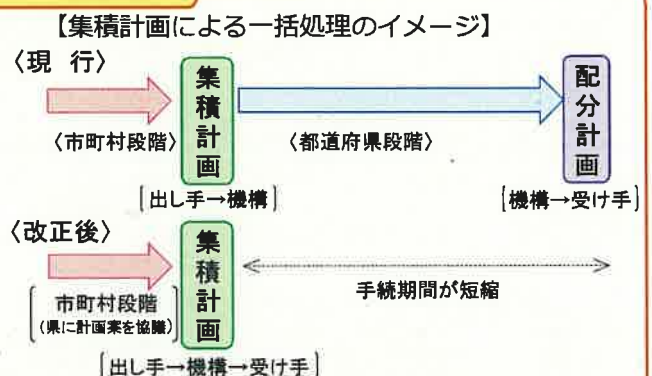
地域協議に関し、農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供しよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化する。

### II 農地中間管理機構の仕組みの改善【中間管理法の改正】

ア 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画(市町村の集積計画と機構の配分計画)が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する。

イ 機構の配分計画の縦覧を廃止する。

ウ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する。



### III 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【中間管理法、基盤強化法の改正】

農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化する。

- ア 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加し、実績のある旧円滑化団体が配分計画の案を作成できるようにする。
- イ 機構の事業実施区域を、円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大する。
- ウ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継できるようにする。
- エ 統合一体化関係の改正事項(アを除く。)の施行期日を公布日から1年3か月以内とし、十分な移行期間を設ける。(なお、他の項目の施行期日は、原則、公布日から6か月以内。)

### IV 担い手の確保等【基盤強化法、農地法の改正】

(1) 認定農業者制度について、次の措置を講ずる

ア 担い手の活動範囲に応じ、市町村の認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みを創設する。

イ 役員グループ会社間での兼務といった農業経営上のニーズに対応するため、認定農業者である農地所有適格法人について、役員の時常従事要件を緩和する。

(2) 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長する。

(3) 農用地利用規程において、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、農用地の利用の集積・集約化を促進する仕組みを設ける。

(4) 農地の集積・集約化を促進するため、農地転用の不許可要件として、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。

# 農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業の統合一体化について

